

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の 評価の視点の変更（案）の概要

1. 評価の視点の位置づけ

第2期中期目標期間（平成20年度～24年度）の高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務実績を評価するための指標となるもの。

2. 評価の視点の変更（案）の主な内容

第2期中期目標・中期計画及び平成24年度計画に対応した数値目標及び評価の視点の改正を行うとともに、「平成23年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）」を踏まえた所要の改正を行った。

3. 改正のポイント

（1）評価項目1（効果的・効率的な業務運営体制の確立、業務運営の効率化に伴う経費節減等、事業の費用対効果、障害者雇用納付金を財源に行う講習及び啓発の事業規模の配慮、給付金及び助成金業務の効率化）

・「旧雇用・能力開発機構から移管された業務に係る一般管理費については、効率的な利用に努め、平成23年度（移管された業務に係る一般管理費と移管された業務に係る旧雇用・能力開発機構一般管理費との合計額）と比べて3%程度の額を節減すること。」等を設定。

（2）評価項目4（高年齢者雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等）

・「企業診断システム及び仕事能力把握ツールの運用件数は2,600件以上とすること」を削除し、「70歳まで働ける企業への取組を中心とした共同研究」の件数について、10件から5件に変更等、設定。

（3）評価項目5（地域障害者職業センターにおける障害者及び事業主に対する専門的支援）

・「職業準備支援の支援開始者に占める発達障害者の割合が35%以上になるようにすること」等を新たに設定。

（4）評価項目7（職業リハビリテーションに係る調査・研究）

・「研究評価委員による評価」を行うテーマについて、6テーマから5テーマに変更。

（５）評価項目８（障害者職業能力開発校の運営）

- ・「職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、その受講者に占める割合」について、「平成２２年度を上回るようにすること」を「平成２３年度を上回るようにすること」に変更。

（６）評価項目１２（障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催）

- ・「大会来場者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち８０％以上の大会来場者から障害者の職業能力及び雇用に対する理解が深まった旨の評価を得られるようにすること。」等を設定。

（７）評価項目１３（離職者訓練）

- ・「就職者のうち常用労働者として就職した者の割合の向上に努めたか。」を政独委の２次意見を踏まえ、設定。

（８）評価項目１４（高度技能者養成訓練）

- ・「就職者のうち常用労働者として就職した者の割合について、高い水準を維持することに努めたか。」を政独委の２次意見を踏まえ、設定。

（９）評価項目１７（効果的な職業訓練の実施、公共職業能力開発施設等）

- ・職業能力開発総合大学校について、「平成２４年度から段階的に拡充するスキルアップ訓練の着実な実施に努める」を追加。